

# 令和3～5年度の介護保険料

## ■介護保険料は基準額をもとに決められます

基準額とは、各保険料段階において介護保険料を決める基準となる金額のことです。保険料は、本人と世帯の課税状況や所得に応じて、段階的に決められています。

$$\text{基準額 (年額)} = \left( \text{高山市で介護サービスなどにかかる費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 (23\%)} - \text{財政調整基金などの取り崩し額} \right) \div \text{高山市の65歳以上の方の人数}$$

保険料段階	区分		保険料年額
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者		20,760円 (月額1,730円)
	世帯 市民税 非課税	課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下	
第2段階		課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	31,080円 (月額2,590円)
第3段階		課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が120万円超	48,360円 (月額4,030円)
第4段階	本人 市民税 非課税	課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円以下	62,160円 (月額5,180円)
第5段階 (基準額)		課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計が80万円超	69,000円 (月額5,750円)
第6段階	市民税 世帯課税	合計所得金額が125万円未満	79,320円 (月額6,610円)
第7段階		合計所得金額が125万円以上190万円未満	93,120円 (月額7,760円)
第8段階		合計所得金額が190万円以上250万円未満	96,600円 (月額8,050円)
第9段階		合計所得金額が250万円以上375万円未満	124,200円 (月額10,350円)
第10段階		合計所得金額が375万円以上500万円未満	131,160円 (月額10,930円)
第11段階		合計所得金額が500万円以上750万円未満	138,000円 (月額11,500円)
第12段階		合計所得金額が750万円以上1000万円未満	144,960円 (月額12,080円)
第13段階	合計所得金額が1000万円以上	158,760円 (月額13,230円)	

## ■介護保険は支え合いの制度です

介護保険は、支え合いを基本理念として加入者が保険料を負担し、介護が必要になった人に対してサービスを提供する仕組みです。

介護保険の財源は、65歳以上の方の保険料が23%、40～64歳の方の保険料が27%、国・県・市の負担金が50%を占めています。

